

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 坂 田 喜 信

「テールゲートリフター特別教育（学科）」の開催について（ご案内）

労働安全衛生規則等の一部が改正され、労働安全衛生法第 59 条第 3 項・労働安全衛生規則 第 36 条第 5 号の 4 により、「テールゲートリフターの操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から 荷を卸す作業を伴うものに限る。）」が令和 6 年 2 月 1 日から特別教育の対象となりました。

特別教育は、学科 4 時間及び実技 2 時間を行うものとなっており、大阪府支部では、自社内で教育をすることが難しい事業場のために学科教育 4 時間のみ特別教育を実施します。

なお、受講終了者には、学科教育受講証明書を交付いたします。

実技教育は、社内等でテールゲートリフターを使用して、テールゲートリフターの操作方法について 2 時間の教育を行ってください。

1. 日 時 令和 7 年 12 月 16 日（火） 13:00～17:10 （12 時 30 分より受付開始）

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター 6 階・601 号室
大阪市城東区鳴野西 2 丁目 11 番 2 号

※ 会場の駐車設備は狭小です。当日は必ず公共交通機関をご利用ください。

3. 講習内容

テールゲートリフターに関する知識	1. 5 時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2. 0 時間
関 係 法 令	0. 5 時間

4. 受講料 陸災防会員：8,800 円(テキスト代、消費税込)・非会員：11,000 円(テキスト代、消費税込)

(大阪府トラック協会より、一人につき 4,400 円の助成があります)

※ 助成対象は、大阪府下の緑ナンバー事業者に限ります。

5. 受講手続 「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAX (06-6965-1903) でお申込み下さい。
⇒「受講申込書」受領後、貴社宛てに受講票および請求書を FAX いたします。

6. 送金手続 受講票確認後に受講料を送金ください。

※ 入金〆切日（12 月 2 日火曜日）は請求書に記載しております。

※ 金融機関への振込依頼書・払込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※ なお、受講料については、いかなる理由であっても返金いたしませんので、ご注意ください。

※ 定員（100 名）に達し次第、締切りとなります。

7. 本講習に関するお問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

電話 06-6965-4035

「テールゲートリフター特別教育（学科）」（12／16 開催）

受講申込書（助成申請書）

事業者名 _____

電 話 _____

担当者名 _____

FAX _____

下記のとおり受講申し込みをいたします。

※ 尚、4名以上受講される場合には、この用紙をコピーしてお申し込み願います。

受 講 者 名	役 職 名	分会(大ト協支部)名
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、当協会のホームページからも申込書をダウンロードすることができます。

陸災防大阪府支部

🔍 検索



と入力してここをクリック！



送り先 FAX 番号 06-6965-1903